

新潟県条例第32号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、<u>別表第2</u>に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、<u>別表第3</u>に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに<u>別表第4</u>に掲げる新潟県立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学考査料)</p> <p>第2条 中等教育学校の入学者選抜考査を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200円の入学考査料を納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第7条 前条の規定により知事が定めるもののほか、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p><u>別表第1</u>（第1条関係） (略)</p> <p><u>別表第2</u>（第1条関係） (略)</p> <p><u>別表第3</u>（第1条関係）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、別表第1に<u>掲げる新潟県立中学校</u>（以下「中学校」という。）、<u>別表第2</u>に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、<u>別表第3</u>に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、<u>別表第4</u>に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに<u>別表第5</u>に掲げる新潟県立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学考査料)</p> <p>第2条 <u>中学校又は中等教育学校</u>の入学者選抜考査を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200円の入学考査料を納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに<u>中学校、中等教育学校</u>又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第7条 前条の規定により知事が定めるもののほか、<u>中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</u>及び幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p><u>別表第1</u>（第1条関係） (略)</p> <p><u>別表第2</u>（第1条関係） (略)</p> <p><u>別表第3</u>（第1条関係）</p>

(略)	(略)
別表第3 (第1条関係) (略)	別表第4 (第1条関係) (略)
別表第4 (第1条関係) (略)	別表第5 (第1条関係) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年新潟県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、 <u>県立の高等学校</u> 、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、 <u>県立の中学校、高等学校</u> 、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1条の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
6 教育委員会	県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	6 教育委員会	県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期課程</u> への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に	7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中学校(県立中等教育学校の前期課程を含む。)</u> への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29

	よるものを除く。)であって規則で定めるもの		年法律第144号) によるものを除く。)であって規則で定めるもの
(略)		(略)	